



はじめに

平成 11 年に「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取

り組みが全国的に進められてきました。土岐市においても平成16年3月に土岐市男女共

同参画プランを策定し、男女共同参画に関する各種の取り組みを進めてきました。

土岐市男女共同参画プランを策定以降、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢が

大きく変化しており、家族形態やライフスタイルは多様化してきています。こうした中

で、教育の現場での男女共同参画の浸透など国を挙げての取り組みの成果もあり、性別

による役割分担といった男女共同参画意識は少しずつ変わりつつあります。しかしなが

ら、男性が優遇される社会慣習や慣行、女性に対する暴力など、家庭や地域、職場など

あらゆる場面において解決するべき課題は残されています。

こうした課題に対応していくため、平成26年度を初年度とした第2次土岐市男女共同

参画プランを策定いたしました。プランの策定にあたっては公募による市民委員や学識

経験者などで構成される土岐市男女共同参画懇話会でのご意見や市民意識調査により市

民の皆さんからのご意見を参考にさせていただきました。ご協力いただきました皆様に

心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

土岐市長 加藤 靖也



第1章 プランの策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1. プラン策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 土岐市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 市民意識 ····· 3
4. これまでの取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第2章 プランの考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2年 フランの与え 力 7 1. 基本目標 ············· 7
7. 墨平日原 2. プランの性格 ····· 8
3. 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 計画期間
第3章 プランの内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
基本目標1 男女共同参画意識の高揚 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進 12
基本目標3 配偶者等からの暴力のない社会づくり ・・・・・・・・・・・・15
プランの推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
資 料

※掲載してあるグラフのうち、百分率で示してあるものについては、四捨五入により算出しているため合計が 100%にならないことがあります。

※担当課等は平成25年度時点のもので、組織・機構改革等により変更となることがあります。

第1章 プランの策定にあたって



1. プラン策定の趣旨

土岐市では男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画基本法(平成11年法律第78号)の規定に基づき、平成16年3月に「土岐市男女共同参画プラン」(以下、第1次プラン)を策定し、各種の取り組みを進めてきました。平成25年度末で第1次プランの計画期間が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、継続して取り組みを進めていくため、土岐市の男女共同参画を総合的に推進する新たな指針として「第2次土岐市男女共同参画プラン」(以下、第2次プラン)を策定します。

2. 土岐市の現状

(1)人口・世帯

土岐市の人口は平成8年をピークに年々減少しています。年少人口(15歳未満)及び 生産年齢人口(15歳~64歳)が減少しているのに対し、高齢人口(65歳以上)は増加 しており、少子高齢化が進展しています。高齢化率(人口に対する高齢人口の割合)は 平成22年で26.9%と平成2年から2倍以上高くなっています。

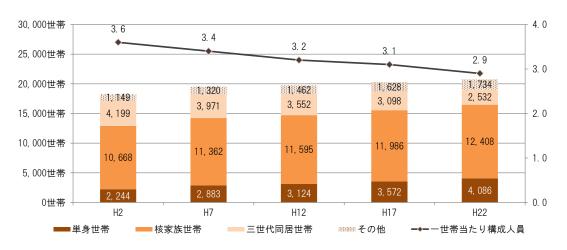


図 1 年齢3区分別人口の推移

出典:国勢調査

世帯数については増加傾向にあり、特に単身世帯が増加し、三世代同居世帯は減少しています。人口の減少と世帯数の増加により、一世帯あたりの構成人員は年々減少しています。

図 2 世帯構成と一世帯あたり構成人員の推移

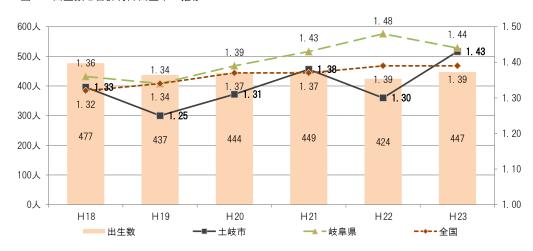


出典:国勢調査

(2) 出生数

出生数については近年大きな変化は見られませんが、減少傾向にあります。合計特殊 出生率^{※1}については年度ごとにばらつきが見られますが、平均で 1.3 程度となっていま す。

図 3 出生数と合計特殊出生率の推移



出典:東濃地域保健所「東濃西部の公衆衛生」

(3) 労働力

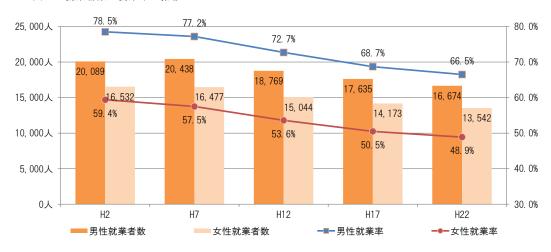
就業者数は生産年齢人口の減少に伴い減少しています。その減少率は女性よりも男性のほうが高くなっています。就業率^{※2}については、高齢化の進展等により男女とも年々低下しています。



^{※1} 合計特殊出生率…1人の女性が一生に産む子どもの平均数。

^{※2} 就業率…15歳以上の人口に占める就業者の割合。

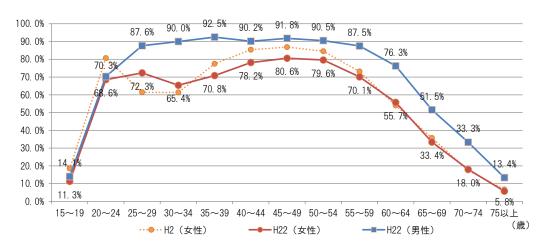
図 4 就業者数と就業率の推移



出典:国勢調査

年齢別の就業率を見ると女性の就業率はM字カーブ^{※3}を描いていますが、近年ではそのカーブが緩やかになってきています。

図 5 年齢ごとの就業率の状況



出典:国勢調査

3. 市民意識

(1) 男女共同参画の推進に関する満足度と重要度

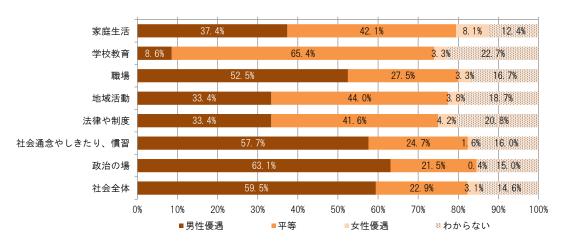
平成 25 年 1 月に実施した市民意識調査において、市で実施している 47 の施策について重要度と満足度を伺いましたが、その施策の一つである「男女共同参画の推進」については満足度が 9.6% (36 位)、不満度が 13.1% (41 位)、重要度が 32.1% (45 位)と満足はしていないが不満にも感じておらず、他施策よりも重要度は高くない結果となっています。

^{※3} M字カーブ…女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフにすると、30歳代前半をボトムとするM字形のカーブを描くことから、日本人女性の就業状況の特徴を表す。

(2) 男女の地位の平等感

各分野における男女の地位の平等感については、「学校教育」では平等であるとの回答が半数を超えていますが、全体的に男性優遇と回答された割合が多くなっており、特に「政治の場」や「社会全体」で顕著となっています。

図 6 各分野における男女の地位の平等感

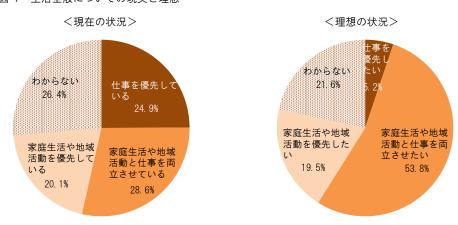


出典: H24 土岐市市民意識調査

(3) 生活全般についての現状と理想

現在の状況では仕事優先とされた方も理想の状況では仕事と家庭生活を両立したいと 回答されており、多くの方に現在の状況と理想の状況にギャップが見られます。

図 7 生活全般についての現実と理想



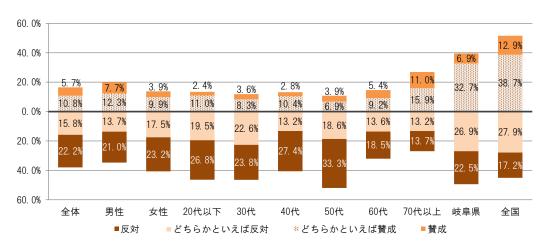
出典: H24 土岐市市民意識調査

(4)性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、賛成(賛成 +どちらかといえば賛成)よりも反対(反対+どちらかといえば反対)の割合のほうが 多く、全国や岐阜県よりも固定的な性別役割分担意識は低いと考えられますが、こうし た意識は市民の中にまだ残っています。



図 8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

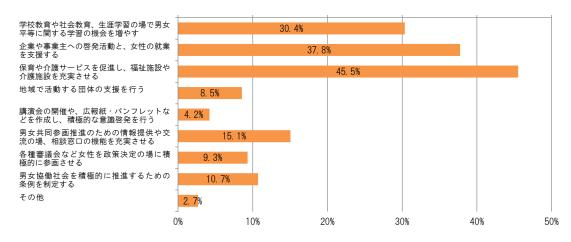


出典: H24 土岐市市民意識調査

(5) 市の取り組むべき施策について

男女共同参画社会の実現に向けて必要な取り組みは、「福祉·介護施設の充実」が 45.5% と最も高く、「事業者への啓発活動と女性の就業支援」、「学習機会の提供」と続いています。

図 9 男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき施策



出典: H24 土岐市市民意識調査

4. これまでの取り組み

第1次プラン策定以降、これまでの間に、男女共同参画講座の開催や広報紙へのコラム掲載などによる意識啓発、学校教育における体操服の色分けの廃止、審議会などの女性委員の登用推進、図書資料の充実などプランに掲げた事業に取り組んできました。第1次プランは具体的な数値目標を設定していないため、数値的な評価はできませんが、土岐市の男女共同参画は着実に進展しています。

しかし、第1次プランに掲げてはいるものの、実施できていない事業や達成度の低い事業

があります。また、配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)では、「市町村は、当該市町村における配偶者からの暴力(DV※4)の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされ ていますが、現在土岐市では計画が未策定の状況となっています。

男女共同参画シンボルマーク



平成21年に内閣府男女共同参画局において、男女共同参画社会基本 法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークが制 定されました。

シンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、 互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められていま す。



^{※4} DV(ドメスティック・バイオレンス)…家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近しい関係にある異性への 暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。



1. 基本目標

第1章の土岐市の現状、市民意識調査の結果、これまでの取り組み状況から出された課題などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、以下の3つの基本目標を設け、各種施策事業を展開していくこととします。

基本目標1 男女共同参画意識の高揚

市民意識調査の結果では、男女平等意識についてほぼ全ての分野で男性優遇と考えられているなど固定的な性別役割分担の意識が見られます。また、そのような意識に基づく地域社会の慣行や習慣は依然として残っています。性別による差別がなく、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持ち、お互いを尊重することができるようになる環境づくりが必要です。そのため、意識啓発や男女共同参画について考える機会を提供するなどの取り組みを進めます。

また、意識の醸成のためには幼少の頃からの取り組みが不可欠であり、継続して取り 組んでいく必要があります。そのため、幼児教育や学校教育、生涯学習の中で男女共同 参画意識を醸成できるような取り組みを進めます。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

人口の減少、特に生産年齢人口の減少により、今後これまで以上に社会の担い手として女性の力が求められます。また、出生率の低下、高齢化の進展などにより、男女とも働きながら育児や介護ができる環境づくりが求められており、仕事と家庭生活、地域活動、趣味やボランティアなど様々な活動を自らの意志で行うことのできるワークライフバランス^{※5}を実現した社会を目指した取り組みが求められます。

こうした女性の力の活用やワークライフバランスを推進していくためには、あらゆる 分野に男女共同参画が取り入れられることが必要であり、各種の計画や方針に男女がと もに関わっていくことがポイントとなるため、審議会等への女性の参画を進めるなど、 各分野において男女共同参画の視点を取り入れていきます。

基本目標3 配偶者等からの暴力のない社会づくり【土岐市DV防止基本計画】

配偶者や恋人など親しい間柄であっても暴力は人権の侵害であり、犯罪にもなる行為です。その多くは女性が被害者となっていることから、男女共同参画社会の実現に向けても重要な課題となっています。当事者はその行為がDVであるという認識がないこともあるため、意識づくりや知識の提供などに取り組む必要があります。あわせて、被害

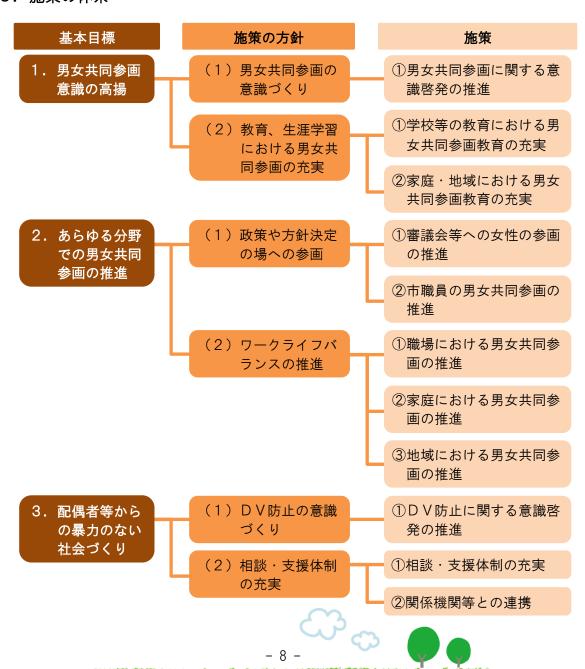
^{※5} ワークライフバランス…仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

2. プランの性格

第2次プランは国の「男女共同参画基本計画」や県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、市の各種計画とともに「土岐市総合計画」を推進していくために定めるもので、土岐市の特性に応じた内容を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組み内容とその推進方法を示しています。

また、このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく 土岐市における基本計画としても位置付けています。

3. 施策の体系



第1次プラン 第2次プラン 基本目標 重点目標 基本目標 施策の方針 1. 男女が共に (1)男女共同参画を考 1. 男女共同参 (1) 男女共同参画の意 画意識の高 識づくり 生きる社会 える を考える (2) 男女共同参画を基 (2)教育、生涯学習に 本とする教育を充 おける男女共同参 実させる 画の充実 2. 住みよい社 (1)安心して子どもを 2. あらゆる分 (1)政策や方針決定の 育てられる環境を 会を男女が 野での男女 場への参画 共に築く 作る 共同参画の (2) 高齢者等が安心し 推進 (2) ワークライフバラ て暮らせるまちを ンスの推進 つくる (3)心と体の健康をつ 3. 配偶者等か (1) DV防止の意識づ くる らの暴力の くり【新規】 3. 男女が共に (1)政策や方針決定の ない社会づ (2)相談・支援体制の 働くことが 場への女性参画を くり 充実【新規】 できる環境 進める をつくる (2) 男女が理解し就労 プランの推進体制 を支援し合う (3) 市民と行政が協働 して地域社会をつ ◆土岐市次世代育成支援対策地域行動計画 くる 4. 男女が豊か (1)家事・育児・介護 ◆土岐市障がい福祉計画、土岐市高齢者福 祉計画・介護保険事業計画 な家庭生活 等への共同参画を を分かち合 進める ◆健康とき21計画 (2)地域の慣行を見直 し、地域活動への 男女共同参画を進

第1次プランにおける重点項目のうち、子育てや高齢者福祉など各分野における計画に位置付けられているものについては、第2次プランには掲載はしませんが、各分野における計画を着実に推進していくこととしています。

第2次プランではわかりやすい評価指標の設定などより、実効性のあるプランとし、 進捗状況などを明確にします。

4. 計画期間

める

5. プランの実現に向けて取り組む

計画期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 35 年度までの 10 年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

基本目標1 男女共同参画意識の高揚



(1) 男女共同参画の意識づくり

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識や、各分野における男性優遇の意識を改めていくためには、男女共同参画社会についての正しい理解が必要となります。そのため、男女がお互いの特性を認めつつ、お互いに思いやりが持てるよう、市の広報紙やホームページでの情報提供、講演会や講座等の開催による意識啓発に努めます。

意識啓発に取り組むにあたっては、性別や世代により男女共同参画に関する意識が異なることから、性別や世代に合わせて啓発の方法を工夫していきます。

実施事業	担当課
■ 広報紙等による啓発	● 総合政策課
■ ホームページによる啓発	
■ 男女共同参画に関する講演会、講座の開催	● 秘書広報課
■ 男女共同参画に関係する図書、資料の充実	● 図書館

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶女性、男性にとらわれず、慣習や慣行について見直しをしてみましょう。
- ▶ 新聞や広報紙などメディアで取り上げられる男女共同参画の記事に目を通しましょう。

(2)教育、生涯学習における男女共同参画の充実

①学校等の教育における男女共同参画教育の充実

次世代を担う子どもたち一人ひとりの発達段階に応じて、個性や能力を伸ばし可能性を広げるための教育、男女共同参画及び人権尊重の理念を身につけ、行動できるようになるための教育を推進します。また、子どもを通じた家庭や地域への働きかけを進めます。

実施事業	担当課
■ 性別にとらわれず、個性を尊重する教育の推進	
■ 学校生活における慣習や慣行の見直し	● 学校教育課
■ 男女混合名簿の活用推進	● 子育て支援課
■ 教職員等の研修の充実	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶ 父親も授業参観や懇談会へ積極的に参加しましょう。
- ▶ 学校活動やPTA活動に参加し、学校における取り組みを確認してみましょう。

②家庭・地域における男女共同参画教育の充実

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、実践していくことが重要です。そのために、家庭教育や生涯学習などの機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

実施事業	担当課
■ 各種団体等における人権同和教育研修会の実施	
■ 企業、事業所等との連携による講座等の開催	● 生涯学習課
■ PTAや地域による意識啓発のための講座等の開催	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶公民館などで開催される催しに参加してみましょう。
- ▶家庭で子どもに性別にとらわれない遊びや手伝いをさせましょう。

基本目標1における数値目標

項目	基準値 (H25)	目標値 (H35)	関連施策
「夫は仕事、妻は家庭」に反対(反対及びどちらかといえば反対の合計)であると回答した人の割合	38. 0%	50. 0%	(1) ①
男女共同参画に関する図書冊子数	1, 000 冊	1, 600 冊	(1) ①
学校等の教育の場で男女の地位が平等となっている と回答した人の割合	65. 4%	75. 0%	(2) ①

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進



(1)政策や方針決定の場への参画

①審議会等への女性の参画の推進

市の審議会等への女性委員の割合は年々上昇傾向にありますが、平成25年4月時点では25.0%となっており、県内市町村の平均を下回っています。市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や考え方が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけます。

実施事業	担当課
■ 審議会等への女性委員の登用推進	● 総合政策課
■ 女性が1人もいない審議会等の解消	
■ 女性の社会活動参加の推進	● 関係各課

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶審議会等の公募委員に積極的に応募しましょう。
- ♪パブリックコメントなどにより市政に参加してみましょう。

②市職員の男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっており、職員一人 ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。そのため、性別によらない 管理職への登用はもちろんのこと、女性職員の職域の拡大や人材育成に努めます。

また、第2次プランを確実に推進するため、職員一人ひとりの意識づくりを進め、関係部署の連携により各施策事業を適正に実施及び進行管理できる体制を構築します。

実施事業	担当課
■ 職員研修の充実	
■ 女性の管理職等への登用促進	▲₩⇒世和無
■ 職種、職域拡大への働きかけ	● 秘書広報課
■ 働きやすい職場環境の充実	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶女性の視点を取り入れるため、能力に応じ、女性を管理職に登用しましょう。
- ▶女性の人材育成についても積極的に進めましょう。

(2) ワークライフバランスの推進

①職場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、「男女雇用機会均等法」など関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。中小規模の事業所等では、女性がさまざまな職種で活躍していますが、その一方で、育児・介護休業制度などが十分に浸透していない、制度を取り入れることが難しいといった課題もあります。

職業能力の開発や再就職の支援、起業の支援などについては、ハローワークや商工会議所など関連団体との連携のもと、働く場で女性の能力が十分発揮できる環境を整えます。

実施事業	担当課
■ 男女雇用機会均等法、労働基準法等の情報提供	
■ 就職に関する情報提供	▲ 本業長岡部
■ 再就職を支援するセミナー等の開催	● 産業振興課
■ 創業、起業の支援	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶関係法令の理解を深めましょう。
- ▶女性が働きやすいように家族で家事、育児、介護など役割分担しましょう。
- ▶女性にお茶くみさせていませんか?お茶は自分でいれましょう。
- ▶ 結婚や出産で退職する慣行などは見直ししましょう。

②家庭における男女共同参画の推進

岐阜県の調査では、家事を行っているのは妻という回答の割合が高く、家庭での男女共同 参画は十分に浸透していない状況です。家庭での固定的な性別役割分担意識を見直し、男女 が共に家事・育児・介護などに参画できるよう、家庭での役割分担を考える機会の提供や家 事・育児の実践講座などにより、家庭における男女共同参画を推進します。

実施事業	担当課
■ 家事・育児講座の開催	● 健康増進課
■ 育児・介護等の制度の周知	● 生涯学習課

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶ 働きすぎではありませんか?たまには早く帰りましょう。
- ▶仕事の意欲とやりがいを確保しつつ、家庭生活やリフレッシュなどを確保できるよう 生活習慣を工夫してみましょう。
- ▶家庭内で家事や育児、介護などの役割分担について話し合ってみましょう。
- ▶ 従業員は会社の資本です。ワークライフバランスについて考えてみましょう。



③地域における男女共同参画の推進

地域活動への女性の参加は見られますが、慣例等により役職には男性が就くという傾向が 多く見られます。地域の活性化や地域の課題解決、災害時のきめ細かな対応をしていくため には男女が共に協力して活動に参加することが必要であることから、各種団体等へ啓発や呼 びかけを行い、男女が共に参画できる環境づくりを進めます。

また、男女共同参画社会の実現には地域と行政が協働して取り組みを進めることが必要です。そのため、自治会をはじめとする各種団体やボランティア、NPO^{※6}などの支援を行います。

実施事業	担当課
■ 地域活動における女性の登用推進	
■ 女性団体の活動支援	● 秘書広報課
■ ボランティア、NPO法人など各種団体の活動支援	● 総務課
■ 地域活動団体の支援	● 総合政策課
■ 女性の視点を取り入れた防災活動の推進	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶地域活動やボランティア活動の内容を理解し、積極的に参加しましょう。
- ▶地域活動などで男女の不平等な慣習や慣行があれば、地域の中で協力して改善していきましょう。

基本目標2における数値目標

項目	基準値 (H25)	目標値 (H35)	関連施策
審議会等の女性委員の割合	25. 0%	33. 0%	(1) ①
女性委員がいる審議会等の割合	59. 0%	90. 0%	(1) ①
市職員(一般行政職)における女性管理職の割合	3. 6%	10.0%	(1)②
職場で男女の地位が平等となっていると回答した人 の割合	27. 5%	40. 0%	(2) ①
家庭生活の場で男女の地位が平等となっていると回 答した人の割合	42. 1%	60. 0%	(2) ②
地域活動の場で男女の地位が平等となっていると回 答した人の割合	44. 0%	55. 0%	(2) ③
自治会等の女性の長の割合	2. 6%	5. 0%	(2) ③

^{※6} NPO…Non-Profit Organization の略で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

基本目標3 配偶者等からの暴力のない社会づくり



【土岐市DV防止基本計画】

(1) DV防止の意識づくり

①DV防止に関する意識啓発の推進

DVの被害者は多くが女性であり、慣例や経済的なことから女性が軽視される社会風潮がその背景にあります。また、DVに直接関わりのない人にとっては一部に限られた問題と考えられがちです。法律等の整備が進み、「DV」という言葉の認知度は高くなってきていますが、「殴る、蹴る」などの身体的な暴力の他に、「大声で怒鳴る」「無視をする」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避妊に協力しない」などの性的暴力がDVにあたるという認識は不十分であり、認識不足から被害が潜在化、深刻化することも考えられるため、適切な意識啓発が必要となっています。そのため、DVは犯罪にもなる重大な人権侵害であり、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、DVは配偶者間だけでなく、若年者の恋人間でも発生しており、「デートDV」と呼ばれています。暴力の発生を防ぐには、若い頃から、性別に関わらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。そのため、学校教育や市広報紙等を通じて若年者向けに意識啓発を図ります。

実施事業	担当課
■ DVの理解促進のための啓発講座の開催	● 秘書広報課
■ 市広報紙等による情報提供	
■ デートDVへの理解促進のための啓発講座の開催	● 子育て支援課
■ 若年者に向けたリーフレット等配布による周知・啓発	● 生涯学習課
■ 児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供	● 総合政策課

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶ D V の理解を深めるため、D V 防止啓発講座等に参加しましょう。
- ▶暴力とは、「殴る・蹴る」だけではありません。相手を干渉しすぎることや、言葉の暴力は相手の心を深く傷つけます。相手の立場に立って考えてみましょう。

(2)相談・支援体制の充実

①相談・支援体制の充実

暴力を受けたDV被害者が、一人で我慢せず、安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。あわせて、相談員等の資質向上のため

の研修を行い、DV被害者への適切な対応と二次被害の防止に努めます。また、DV被害者の安全確保のための緊急一時保護について、被害者の意思を尊重し、迅速かつ的確に対応するための体制を強化します。

実施事業	担当課
■ 市広報紙、ホームページ等による、相談窓口の情報提供	
■ 公共施設の女性トイレ等に相談窓口記載カードの設置	● 子育て支援課
■ 被害者の早期発見や通報体制の周知	● 子育 C 文 接訴 ● 総合政策課
■ 被害者の緊急避難の支援	●総合政東議
■ 市担当職員、相談員の専門研修などへの参加	

皆さんも取り組んでみませんか?

- ▶ DVの相談を受けたときはまず相談窓口を紹介しましょう。
- ▶ あなたの周りでDVが疑われることがあった場合は、迷わず警察、市役所等へ連絡してください。連絡者の匿名性は守られます。
- ▶ D V は被害者が悪いから暴力を振るわれるのではありません。相談員は被害者を責める ことはありませんので、安心して相談に来てみませんか?

相談窓口

配偶者等からの暴力に悩んでいませんか?相談してみることで、解決方法が見つかるかもしれません。一人で悩まずご相談ください。※緊急時は110番してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
土岐市役所 家庭児童相談室	54-1111(内線 166)	月~金 10:00~17:00
工製印区/// 多庭儿里怕欧王		(祝日、年末年始除く)
 岐阜県女性相談センター・配	058-274-7377	月~金 9:00~21:00
		土日祝 9:00~17:00
		(年末年始除く)
岐阜県警察ストーカー相談	0120-794-310	月~金 8:30~17:00
110番	0120-794-310	(祝日除く)
多治見警察署 生活安全課	22-0110	

②関係機関等との連携

市だけでなく、警察、学校、保育園・幼稚園、民生委員・児童委員など家庭や地域に密着 した機関と連携を図り、情報提供や被害情報の把握、相談支援への展開を図ります。また、 国や県と連携を図り、被害者支援に関する最新の情報収集に努めるとともに、法制度の知識 を深めるための各種研修会への参加を促進します。

実施事業	担当課
■ 要保護児童·DV対策地域協議会の開催	▲ フ芸/士控囲
■ 国や県が主催するDV対策関係の会議や研修への参加の促進	● 子育て支援課

皆さんも取り組んでみませんか?

▶ D V 被害者支援について理解し、できる範囲で支援活動に参加してみませんか?

基本目標3における数値目標

項目	基準値 (H25)	目標値 (H35)	関連施策
精神的暴力や経済的暴力が「DV」であると認識している人の割合 ※今後市民意識調査等により把握予定		80. 0%	(1) ①
小中学校でのDV(デートDV)防止講座の実施率	_	50%以上	(1) ①

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題について、社会における認識を更に深めるため、平成13年度に内閣府男女共同参画局においてシンボルマークが制定されました。



シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、 女性に対する暴力を 断固として拒絶する強い意志を表しています。



プランの推進体制



(1) プランの進行管理

第2次プランについては、各課の施策・事業の実施状況について、毎年度確認し、とりまとめを行い、改善に向けた資料として、土岐市男女共同参画懇話会に報告し、意見や指導を受けながら改善に向けた取り組みを行うこととします。

(2) 国、県及び他市町村等との連携

第2次プランを効果的に推進していくため、国、県及び他市町村との連携や交流を図り、 男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、プランの進行上必要な事項について要請を行います。

(3) 市民意識の把握

市民への男女共同参画意識の浸透状況や市民ニーズなどを把握するため、市民意識調査を 定期的に実施します。結果についてはホームページなどで公開し、情報提供するとともに、 各種施策・事業へ反映させることとします。





(1) 第2次プラン策定の経緯

月日	内 容	
平成 25 年 1 月 11 日~31 日	市民意識調査	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	対象=15 歳以上の市民 2, 000 人(回収率 39. 2%)	
平成 25 年 7 月 31 日	第1回土岐市男女共同参画懇話会	
	・土岐市の現状について	
	・市民意識調査の結果について	
	・第1次プランの実施状況について	
T + 05 /= 11 D 7 D	第2回土岐市男女共同参画懇話会	
平成 25 年 11 月 7 日 	・第2次プランの素案について	
平成 25 年 12 月 16 日~	パブリックコメント	
平成 26 年 1 月 15 日		
平成26年2月7日	第3回土岐市男女共同参画懇話会	
	・第2次プランの素案について	
平成 26 年 3 月	第2次プラン策定・公表	

(2) 土岐市男女共同参画懇話会委員名簿

区分	氏 名	備 考
(1)市民代表	内山 眞由美	公募委員
	加藤 泰子	公募委員
	柴田 俊	公募委員
	三輪 やよい	公募委員
	山口 和雄	公募委員
(2) 学識経験者	松井 真一	岐阜大学男女共同参画推進室(懇話会会長)
(3)教育関係者	福井 雅彦	土岐市小中学校校長会
(4)事業所の代表	籠橋 竜太	土岐青年会議所
(5) その他市長が適当	田中 恵子	人権擁護委員
と認める者	林 さとみ	民生委員児童委員
	渡邉 曙美	土岐市生活学校

2014~2023 年度 第2次土岐市男女共同参画プラン 平成26年3月

土岐市 総合政策課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101

25: 0572-54-1111

≖ :sosei@city.toki.lg.jp